特定非営利活動法人千葉市音楽協会定款

第１章 総則

（名称）

第１条　この法人は、特定非営利活動法人千葉市音楽協会という。

（事務所）

第２条　この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市花見川区朝日ヶ丘5丁目6番11号に置く。

第２章　目的及び事業

（目的）

第３条　この法人は、千葉市内において演奏会の主催や情報サービスの提供を行い、市内で音楽活動を行う人々に発表の場を提供し、持続的な音楽活動を支援するとともに、それらの人々を育成し連携をサポートすることで、音楽文化の振興を図り、地域の人々の生活に音楽を提供し、全ての人々が心豊かに暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第４条　この法人は、この目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

　(1)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

　(2)社会教育の推進を図る活動

(3)子どもの健全育成を図る活動

（事業）

第５条　この法人は、その目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

①　演奏会主催事業

②　音楽普及事業

③　音楽活動支援事業

④　広報事業

⑤　その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第３章　会員

（種別）

第６条　この法人の会員は、次の３種とし、（１）〜（３）の会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

1. 個人会員　この法人の目的に賛同して入会した個人
2. 団体会員　この法人の目的に賛同して入会した団体
3. 賛助会員　この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

（入会）

第７条　会員の入会については、特に条件を定めない。

２　会員として入会しようとするものは、会長が別に定める入会申込書により、会長に申し込むものとし、会長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

３　会長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

（入会金及び会費）

第８条　会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（会員の資格の喪失）

第９条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)　退会届の提出をしたとき。

(2)　本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3)　正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず、納入しないとき。

(4)　除名されたとき。

（退会）

第10条　会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

（除名）

第11条　会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　この定款等に違反したとき。

(2)　この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

（拠出金品の不返還)

第12条　既納の入会金、会費その他の拠出金品は、返還しない。

第４章　役員

（種別及び定数）

第13条　この法人に次の役員を置く。

　(1)　理事　３人以上１１人以下

(2)　監事　１人以上

２　理事のうち、１人を会長、２人以上を副会長とする。

（選任等）

第14条　理事及び監事は、総会において選任する。

２　会長及び副会長は、理事の互選とする。

３　役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは３親等以内の親族が１人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び３親等以内の親族が役員の総数の３分の１を超えて含まれることになってはならない。

４ 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）

第15条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

２　会長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

３ 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

４ 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

５ 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2)　この法人の財産の状況を監査すること。

(3)　前２号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。

(5)　理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

（任期等）

第16条　役員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

３ 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

４　役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（欠員補充）

第17条　理事又は監事のうち、その定数の３分の１を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

（解任）

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1)　職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2)　職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

（報酬等）

第19条 役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３ 前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第５章　総会

（種別）

第20条　この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の２種とする。

（構成）

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

（権能）

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3)　合併

(4) 事業計画及び予算並びにその変更

(5) 事業報告及び決算

(6) 役員の選任又は解任

(7)　入会金及び会費の額

(8) 資産の管理の方法

(9)　借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

 (10) 清算人の選任

(11)　残余財産の帰属

(12)　その他運営に関する重要事項

（開催）

第23条 通常総会は、毎事業年度１回開催する。

２ 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2)　正会員総数の５分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第15条第５項第４号の規定により、監事から招集があったとき。

(4)　法第14条の３第１項の規定により理事から招集があったとき。

（招集）

第24条 総会は、第23条第2項第3号又は第4号の場合を除き、会長が招集する。

２ 会長は、第23条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３ 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した電磁的方法、又は書面をもって、少なくとも開催の日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した理事の中から選出する。

 （定足数）

第26条　総会は、正会員総数の２分の１以上の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第27条　総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の３分の１以上の同意があった場合は、この限りではない。

２　総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が電磁的方法、又は書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第28条　各正会員の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について電磁的方法、又は書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

３ 前項の規定により表決した正会員は、第26条、第27条第2項、第29条第１項第2号及び第48条の適用については、総会に出席したものとみなす。

４　総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第29条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　日時及び場所

(2)　正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が署名、押印しなければならない。

３　前２項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的方法をもって同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　総会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)　総会の決議があったものとみなされた日

(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第６章　理事会

（構成）

第30条　理事会は、理事をもって構成する。

（権能）

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

(3) 事務局の組織及び運営

(4) 会員の除名

(5) 役員の報酬及び費用弁償に関すること

(6)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

（開催）

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1)　会長が必要と認めたとき。

(2)　理事総数の３分の１以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3)　第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

（招集）

第33条 理事会は、会長が招集する。

２ 会長は、第32条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から１４日以内に理事会を招集しなければならない。

３ 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した電磁的方法、又は書面をもって、少なくとも開催の日の５日前までに通知しなければならない。

（議長）

第34条　理事会の議長は、会長若しくは会長が指名した者がこれに当たる。

（議決）

第35条 理事会における議決事項は、第33条第３項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

２　理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

３　理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が電磁的方法、又は書面又により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第36条　各理事の表決権は、平等なるものとする。

２　やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について電磁的方法、又は書面をもって表決することができる。

３ 前項の規定により表決した理事は、第35条第2項及び第37条第１項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

４　理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２人以上が記名、押印しなければならない。

３　前2項の規定に関わらず、理事全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1)　理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2)　前号の事項の提案をした者の氏名又は名称

(3)　理事会の決議があったものとみなされた日

(4)　議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第７章 資産及び会計

（資産の構成）

第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1)　設立の時の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

（資産の管理）

第39条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（会計の原則）

第40条　この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第41条　この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の１種とする。

（事業計画及び予算）

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

（暫定予算）

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（予算及び事業計画の追加及び更正）

第44条 議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算及び事業計画の追加又は更正をすることができる。

（事業報告及び決算）

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

２　決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第46条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

（臨機の措置）

第47条　予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第８章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第48条　この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第３項に規定する事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)　総会の決議

(2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

(3)　正会員の欠亡

(4) 合併

(5)　破産手続開始の決定

(6)　所轄庁による設立の認証の取消し

２　前項第１号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の４分の３以上の承諾を得なければならない。

３　第１項第２号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

　（清算人の選任）

第50条　この法人が解散（破産手続開始の決定による解散を除く。）するときは総会において、清算人を選任する。又は、選任しない場合は理事が清算人となる。

（残余財産の帰属）

第51条　この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第３項に掲げる者のうち、総会で議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第52条　この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の４分の３以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第９章 公告の方法

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示する。ただし、法２８条の２第1項の規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第１０章 事務局

（事務局の設置等）

第54条　この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

２　事務局には、事務局長その他の職員を置く。

３　事務局長及びその他の職員は、会長が任免する。

４　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第１１章 雑則

（細則）

第55条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

附　則

１　この定款は、この法人の成立の日から施行する。

２ この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事（会長）　　秋山　衛

理事（副会長）　小林　孝一

同 大坪　晶子

理事　　　　　　近藤　明義

同　　　　　　　錦織　泉

同 萩原　充行

同 岩上　利明

同　　　　　　　大橋　祐代

監事 　 浅井　法久

同　　　　　　　山内　興明

３ この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第１項の規定にかかわらず、成立の日から平成２８年５月末日までとする。

４　この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

５ この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、成立の日から平成２８年３月末日までとする。

６ この法人の設立当初の入会金及び会費は、第８条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 個人会員入会金　　 徴収しない

個人会員会費　　　 3,000円（１年間分）

(2) 団体会員入会金 徴収しない

 団体会員会費 団体構成員数20人まで4,000円　10人増すごとに1,000円加算

(3) 賛助会員入会金　 徴収しない

　 賛助会員会費　　 10,000円（１年間分）

改　訂　記　録

平成29年5月21日　：　第2条・一部改訂、第53条・一部削除。

令和元年5月26日 　：　第2条・一部改訂、第53条・一部改訂。